

環 第 222 号

平成 29 年 5 月 26 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様
(環境生活部環境課)

浜田市長 久保田 章市
(環境課)



「(仮称) 大佐山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に
対する意見について (回答)

平成 29 年 4 月 7 日付け、環第 16 号で照会のありましたこのことにつきま
して、別添のとおり回答いたします。

【問い合わせ先】

浜田市殿町 1 番地

浜田市役所 市民生活部 環境課

くらしと環境係 担当 道免、奥迫

TEL:0855-25-9420 FAX:0855-23-0210

「(仮称) 大佐山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」に
対する市長意見について

本事業は、株式会社グリーンパワーインベストメントが、島根県浜田市と広島県山県郡北広島町の行政界付近（大佐山周辺地域）において、最大で総出力約 58,000kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、現時点では、系統連携への接続は確保されていないが、恵まれた風況を活用するものであり、再生可能エネルギーの普及の観点からは望ましいものである。

しかしながら、事業実施想定区域とその周辺には、住居及び既設の風力発電設備等が存在することから、風力発電設備等の設置位置次第では、騒音等、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場等について累積的な環境への影響も懸念される。

現在、同事業者による既設風力発電所からは現在多大な影響は認められていないが、本事業計画の検討に当たっては、以下の措置を適切に設定し、配置の検討をしていただきたい。

1. 対象事業実施区域の設定について

(1) 対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。

2. 各論

(1) 騒音、低周波音等について

事業実施想定区域の周辺には、住居及びその他環境の保全について配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、工事中及び供用時における騒音や低周波音による環境影響が懸念される。このため、風力発電設備の位置等の検討に当たっては、最新の知見及び先行事例の知見を反映し、住居等への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水生生物について

事業実施想定区域周辺には、二級河川の周布川などが分布し、絶滅危惧種であるゴギを始め、多数の希少な水生生物等が多く生息・生育している。また、第 5 種協同漁業権を有する周布川漁協がアユ稚魚の放流を実施している

が、既に稼働している弥畠山の風力発電設備等の設置工事時には砂泥、礫の河川流入により生育に大きな影響を受けたという経緯があった。このため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等の助言を踏まえ、沢筋や河川区域から距離を十分確保することに加え、雨水排水対策も十分に検討すること。また、工事実施等の土工量を抑制し、土砂の流出を最小限に抑えるよう十分な検討・対策を講じることにより、重要な水生生物等への影響を回避又は極力低減すること。

（3）水環境に対する影響について

事業実施想定区域と周辺地域では、伏流水を上水道の飲用として取水したり、農業用水への取水も行われたりしている。土壤の掘削や改良時に自然由来の重金属類が比較的検出されやすい地域となっていることから、工事実施時の土砂や濁水の発生や土地改変等に伴う発生土が、河川及び地下水といった水環境に影響を与えるといったことが懸念される。そのため、風力発電設備等の配置等の工事実施時には、事前に地質の調査を行い、土砂や濁水の流出等を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避又は極力低減すること。また、残土については適切な処理を計画、実施すること。

（4）動物、植物及び生態系について

事業実施想定区域周辺には、自然植生、保安林等の重要な自然環境が存在しており、地形改変による動物、植物及び生態系への影響が懸念される。また、低周波音、風切音等により動物等の活動域が住居地域へ下がることにより農作物への影響も懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、動植物の生息・生育状況についても適正に調査し、その結果を踏まえ、動植物及び生態系への影響が回避又は極力低減されるように、風力発電設備等の配置等を検討すること。

（5）景観について

事業実施想定区域及びその周辺には、雲月山をはじめとする主要な眺望点及び景観資源が多数存在し、本事業の実施により、眺望景観への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向や水平視野も考慮した客観的な予測及び評価の上に、風力発電機器の色を環境融和塗装にするなど、景観を損なわない方法の検討や、専門家等の助言や地元住民、利用者等の意

見も踏まえて、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場について

事業実施想定区域周辺に近接して「若生まなびや館」等が位置することから、工事中及び供用時の騒音等による人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の検討に当たっては、利用の状況に関する調査を行い、専門家等の助言に加え、地元住民や他の利用者等、関係地域の意見を聞き、その結果を踏まえ、事業実施による影響を回避又は極力低減すること。

(7) 累積的な影響について

事業実施想定区域及びその周辺においては、本事業者による同種の風力発電設備が設置済みであることから、これらの風力発電設備等のうち本事業との累積的な環境影響が想定されるものについては、本事業との累積的な環境影響評価について予測及び評価をすること。

以上